

入院調整体制の移行に向けた G-MISの改修等について

令和5年4月
栃木県保健福祉部感染症対策課



1. G-MISとは

○G-MIS・・・医療機関等情報支援システム (Gathering Medical Information System)

全国の医療機関（約38,000）から、病院の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援しています。

実施日	タイトル	回答ステータス
2020/12/28	2020/12/28_東京都立病院関係_日...	未回答
2020/12/28	2020/12/28_東京都立病院関係_日...	未回答
2020/12/28	2020/12/28_東京都立病院関係_日...	未回答

○「地域病床見える化」機能

令和4年3月に構築された、同一都道府県内の関係者間で、新型コロナウイルス感染症患者の受入可能病床情報の共有を行うことができるG-MISの機能

2. G-MISの改修について

令和5年4月11日付け厚労省事務連絡より

○概要

- ・ G-MISの“「地域病床見える化」機能”は位置づけ変更後も活用可能
- ・ **受入可能病床を容易に確認できるよう画面の改修等を行う**
- ・ 外来対応医療機関においても、特に医療機関間で入院調整を行う場合等に本機能を積極的にご活用いただきたい

○改修時期

- ・ **4月26日（水）17：00～20：00**

○改修後の表示項目

→県内の病院・確保病床を有する有床診療所の以下の項目

基本情報	空床状況、受入状況
(1)市区町村	(1)報告日時 (5)入院患者数
(2)二次医療圏名(二次医療機関コード)	(2)受入可能病床数 (6)確保病床数
(3)医療機関名(医療機関コード)	(3)うち、重症患者用 (7)備考欄
(4)連絡先	(4)回復後患者用

※確保病床を有する有床診療所の情報が閲覧可能になるのは5月8日（月）以降となる予定

G-MISを活用した新型コロナウイルス感染症の患者の入院調整について

- 入院調整において、入院依頼を希望する医療機関と受け入れ医療機関間で、空床情報を共有できる情報基盤として、地区医師会等と連携しながらG-MISを活用していただく。
- 本システムによって、受け入れ医療機関の空床情報を検索できることで、入院調整を効率的に行うことが可能になる。
(本システムにはマッチング機能は備えておらず、最終調整は電話でのやり取りを想定している。)

<入院依頼を希望する医療機関>

救急



工夫①
表示する項目数を減らし見やすくする。

入院調整を希望する医療機関名、二次医療圏等で検索を行うことが可能。

<受け入れ医療機関>

入院

G-MIS入力可能範囲

病院



可能な限り、直近の状況を入力



外来

G-MIS閲覧可能範囲

<対応医療機関>
病院



診療所



閲覧

G-MIS上で受入可能病床数を可視化

市区町村	医療機関名	報告日時	受入可能病床数	うち、重症患者用	連絡先
〇〇市	A病院	XX/XX	9	3	XX-XXX-XXXX
〇〇市	B病院	XX/XX	3	0	XX-XXX-XXXX
〇〇市	C病院	XX/XX	2	1	XX-XXX-XXXX
〇〇市	D病院	XX/XX	2	0	XX-XXX-XXXX

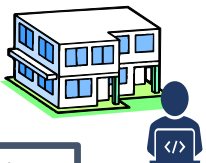
工夫②
受入可能病床数が多い病院から表示する。

順次拡大

<広く一般的な医療機関>



G-MIS閲覧できない診療所への情報共有等



とりまとめ団体
(地区医師会、委託業者等)

都道府県等



調整困難事例の調整を実施

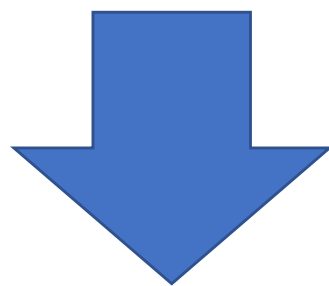
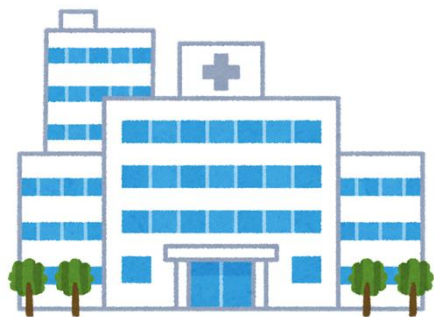
・画面に表示する項目は、以下のような必要最小限の項目とする。

- ①市区町村名・二次医療圏名・二次医療機関コード
- ②医療機関名(医療機関コード)
- ③受入可能病床数
- ④うち、重症患者用
- ⑤回復後患者用
- ⑥報告日時
- ⑦連絡先 等々

※その他、詳細な項目(例:透析患者受入可能病床等)は別画面で確認可能

3. G-MISの活用により期待される効果

- ・ 地域における受入可能な病床情報を共有することができるようになる。



医療機関間の円滑な入院調整

各医療機関におかれましては、引き続き、G-MISの入力にご協力いただきますようお願いいたします。

※日次調査・週次調査への協力をお願いします。（入力の負担軽減となるよう、調査項目や、画面の改修が行われます。）

4. G-MIS IDの取得方法

G-MISを利用するためには医療機関ごとに発行されるG-MIS IDが必要となります。

① 5月8日以降新たに「外来対応医療機関」の指定を受ける医療機関

⇒指定の手続きと併せて**県が厚労省にIDの発行を申請します。**
指定後、厚労省からメールでIDが付与されますのでご確認をお願いします。

② 「診療・検査医療機関」または「行政検査委託医療機関」に指定されている医療機関

⇒**既存のIDは5月8日以降も使用可能です。**
IDが分からない場合は、下記連絡先までお問合せください。

※5月8日以降は「診療・検査医療機関」⇒「外来対応医療機関」に変更
「行政検査委託医療機関」⇒廃止となります。

《参考》

OG-MISに関する問い合わせ先

厚生労働省G-MIS事務局

E-mail : password@g-mis.net

TEL : 0570-783-872 (土日祝日を除く平日9時~17時)

※本人確認の為、メール文には「医療機関名」「医療機関住所」「代表電話番号」「ご担当者名」の記載をお願いいたします

OG-MISログイン画面 : <https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

マニュアル・通知 : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00130.html

